

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 山城千秋  
担当理事 宮城政剛



「新型コロナウイルス感染症」関連資料（3種類）の提供について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

那覇市保健所経由でみだし資料のご案内がございましたので、よろしくご確認下さいますようご案内申し上げます。（那覇市医師会のホームページにも掲載いたします）

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：上地・上原 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

事 務 連 絡  
令和2年12月18日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症に関して、社会経済活動の中で本人等の希望により自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）については、以下の点に留意が必要と考えますので、貴職におかれては、内容を十分に御了知いただくとともに、必要に応じて関係者に周知していただくようお願いいたします。

1. 自費検査で検査結果が陽性となり、医師の診断により感染していると診断された場合には、保健所に届け出られ、必要な対応が行われる。医師の診断を受けなければ、このような対応につながらないことから、自費検査は、医療機関又は提携医療機関をもつ検査機関で受けていただくことが望ましいこと。
2. このため、医師による診断を伴わない検査を提供する検査機関においては、あらかじめ提携医療機関を決めておくことを「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」（11月24日付け事務連絡）により要請しているものであること。
3. また、自費検査を提供する検査機関におかれては、医師の診断に用いられるよう検査の精度管理を適切に行っていただきたいこと。

事務連絡  
令和2年12月23日

各 〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### オルベスコ（シクレソニド）に関する注意喚起について

本日、国立国際医療センターは、新型コロナウイルス感染症の治療薬候補であるオルベスコ（シクレソニド）の特定臨床研究について、オルベスコを投与した群と対症療法群を比較したところ、オルベスコ投与群で肺炎の増悪（ぞうあく）が対症療法群に比べて有意に多いことが判明したこと、オルベスコを投与された患者の死亡事例や重篤な有害事象は認められていないこと等を公表いたしました。

つきましては、貴職におかれては、下記の内容について御了知いただき、管内市町村、関係機関等への注意喚起をお願いいたします。

### 記

- ・ 現在、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に対してオルベスコを投与している場合には、今回公表された研究結果も踏まえて、各医療機関において、主治医等が改めて有効性や安全性を評価して投与を継続するか否かを判断するなど、必要な見直し等を行うこと。
- ・ ただし、現在投与されている患者が自らの判断で中止をすることは控えていただくこと。ぜんそくのコントロールにオルベスコを使用する場合など、リスクを上回る効果が期待できる場合もあることから、オルベスコの使用を継続するか否かについては、主治医にご相談いただくこと。

### （参考）

- ・ 吸入ステロイド薬シクレソニド（販売名：オルベスコ）のCOVID-19を対象とした特定臨床研究結果速報について（2020年12月23日 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター）

[https://www.ncgm.go.jp/pressrelease/2020/20201223\\_1.html](https://www.ncgm.go.jp/pressrelease/2020/20201223_1.html)

以上

各 〔 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

英国に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2  
陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について

本年 12 月 21 日、英国において報告された変異した新型コロナウイルスについて、WHO から、

- ・ 変異したウイルスは、英国調査によると従来より最大 70%感染しやすい可能性があること
  - ・ 現段階では、変異したウイルスによって重症度やワクチンの有効性に影響を与えるかを判断するにはエビデンスが不十分であること
  - ・ 変異したウイルスのワクチンや検査、治療薬の効果への影響についてはさらに実験的または疫学的な分析が必要であること
- などの見解が公表されたところです。

国立感染症研究所によると、我が国において同様の変異したウイルスは確認されていないとはされておりますが、十分に警戒する必要があります。我が国において変異した新型コロナウイルスによる感染拡大の防止のため、本邦入国前 14 日以内に英国に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ並びに SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及びウイルスゲノムを確認するための検体の提供の徹底をお願い申し上げます。

つきましては、貴職におかれては、下記について対応を改めて徹底するとともに、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. 検疫所から送付する健康フォローアップの対象者名簿をご確認いただき、「過去 14 日間の滞在流行国（/地域）」が英国となっている入国者の方々について、健康フォローアップの徹底をお願いいたします<sup>1</sup>。

2. 「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）」（令和 2 年 3 月 16 日事務連絡）<sup>2</sup>において依頼した、管内の地方衛生研究所及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号）に基づき行政検査を委託している先に保管されている SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体の国立感染症研究所への提出の徹底をお願いいたします。

なお、本件は法第 15 条に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、検体の提出にあたっての患者本人の同意取得は不要です。

<sup>1</sup> 検疫所から送付する健康フォローアップの対象者名簿において、英国に滞在歴がある場合、「過去 14 日間の滞在流行国（/地域）」欄に「英国」、「ロンドン」又は「GBR」と記入されています。

<sup>2</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000609448.pdf>